官

○国土交通省告示第百二十六号

定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指 平成十九年二月十四日

第四十号を第四十一号とし、第三十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、(平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号)の一部を次のように改正する。 船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示 示の一部を改正する告示 船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告成十十年二月十四日

に次の一号を加える。 III+II The Standard Steamship Owners' Protection and Indemnity Association (Asia) Limited

第三十一号の次